

Nakamura・Usui Prize (School of Science, Nagoya University) 及び

Nakamura・Usui Prize (Graduate School of Science, Nagoya University)

授与に関する実施要項

(趣旨)

第1条 名古屋大学理学部及び名古屋大学大学院理学研究科外国人留学生の教育研究を奨励するため、Nakamura・Usui Prize を授与する。

(授賞)

第2条 授賞件数は、名古屋大学理学部及び名古屋大学大学院理学研究科の外国人留学生各1名以内とし、副賞として各10万円を贈呈する。

(財源)

第3条 副賞の財源は、中村大雄氏及碓井恒丸氏から外国人留学生学術振興を目的として寄付のあった奨学寄付金をもって充てる。
2 前項の奨学寄付金をもって充てることが困難になった場合は、教員からの支援金等をもって充てる。

(授賞候補者の対象)

第4条 授賞候補者の対象は次のとおりとする。
一 学部生は4年生に在籍する者
二 大学院生は博士課程前期課程及び博士課程後期課程に在籍する者

(授賞候補者の申請手続)

第5条 授賞候補者の申請は、学部生の場合は学科長が、大学院生の場合は専攻長が、次に定める書類を作成し、研究科長(学部長)に提出するものとする。
一 申請書(別紙)
二 推薦理由書(任意の様式A4サイズ1枚程度)

(理学部留学生授賞者の決定)

第6条 理学部留学生交流委員会(以下「委員会」という。)は、各学科から推薦のあった理学部留学生授賞候補者について、3年生までの学業の成績並びに課外活動の活躍状況等に基づき、ヒアリングを実施するものとする。
2 委員会は、前項のヒアリングの結果に基づき、授賞者を決定し、研究科長に報告するものとする。
3 決定の時期は、毎年2月とする。

(大学院留学生授賞者の決定)

第7条 理学研究科執行部会のメンバーは、各専攻から推薦のあった大学院理学研究科留学生授賞候補者によるヒアリングを実施し、授賞者を決定する。
2 決定の時期は、毎年2月とする。

(授賞の時期)

第8条 授賞の時期は、毎年3月とする。

(事務)

第9条 Nakamura・Usui Prize 授賞に係る事務は、教務学生係において行う。

附 則

- 1 この要項は、平成28年9月20日から実施する。
- 2 この要項の実施に伴い、名古屋大学理学部外国人留学生学術振興基金運用要項（平成3年4月19日制定）は廃止する。